

2016年6月定例議会・一般質問と市長答弁（分割質問）

1. 「空き家」を地域資源として利活用することについて

空き家の増加は大きな地域課題です。古くに開発された地域では、小路に2～3件の空き家があり、施設に入居されて誰も住まなくなった家や、雑草が生い茂り手入れされていない家、外壁が崩れ落ち窓ガラスが割れた危険な家もあります。地域の空洞化を感じます。

一方、私の周りには家を求めている人たちが多くいます。特に私自身、DV被害女性やシングルマザー、貧しい单身女性たちの支援の現場にいますので、その方たちの住宅問題は大きな課題です。家賃が払えない、通勤や通学のことを考えると便のいい市営住宅に住みたいが人気があって入居は難しいなど、住まいに行きつくことは困難です。また、西区には福島から母子避難されている方も多く、住宅支援が終了した後の不安や、子どもが転校せずにこの地域で暮らしていきたい、空き家を多く見るので安く借りられないかと相談を受けることもあります。

住みたい人がいて、そこに空き家がある、どうマッチングしていくのか、空き家を地域の資源と考え、空き家等の利活用の促進のために質問をします。

2016年3月に「新潟市空家等対策計画」が作成されました。全国的に空き家等が深刻な社会問題となってきたことを受け2014年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、本市も2014年度策定した「にいがた未来ビジョン」や「にいがた住まい環境基本計画」で空き家対策を重要な政策課題として掲げています。

1) 「新潟市空家等対策計画」の策定の経緯と実効性の確保について

■市長

石附議員にお答えします。

空家等対策計画は、昨年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村が空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために定める計画です。

本市では、これまでも空き家の活用や管理不全な空き家への対応に取り組んできましたが、法施行を契機として、空き家対策の方向性を明確化し、効果的・効率的に推進していくとともに、広く市民に周知を図ることを目的に、有識者から意見をいただきながら策定作業を進め、今年3月に公表しました。

同計画に定めた基本的な方針に基づき、庁内体制を整備するとともに、地域や関係団体と連携・協力し、有識者や専門家からの意見聴取を図りながら、実効性のある取り組みを進めていきます。

空き家は、修繕がほとんど必要のないものから、倒壊の危険性があるものまで、その老朽・危険度に差があります。本市が把握している空き家の状況、および、市民の皆

さんから寄せられる空き家の相談内容等お聞かせください。

2) 本市の空き家の状況と空き家相談について

ア 総数、および相談件数と相談内容、その対応

■建築部長

本市の空き家の状況ですが、総務省が平成 25 年に実施した住宅・土地統計調査によると、売却や賃貸用なども含めた空き家の総数は約 4 万 4,000 戸と推計されています。

また、適切な管理がなされていない空き家に関する市民からの相談ですが、「空家等対策の推進に関する特別措置法」と「建築物の安全性の確保等に関する条例」が施行された昨年 6 月から今年 5 月末までの 1 年間の相談件数は 229 件であり、このうち、建築物の倒壊や部材の脱落・飛散などに関するものが 200 件と多数を占めています。相談のあった空き家への対応については、現地を確認したうえで、所有者を調査し、文書送付による注意喚起とともに、空き家の活用や管理に関する相談窓口などの情報提供を行い、適切な管理を促しています。

空き家相談への対応には大変時間と労力がかかることがわかります。まずは空き家を作らないことです。「新潟市空家等対策計画」の第 2 章「新潟市の空や家等の現状と課題」の一つ「将来的に空き家となる可能性やそこで起こりうる問題点を認識し、自らの財産を次代へ適切に引き継ぐ」ことは、予防策としてこれからの重要なテーマになってきます。新潟市の具体的な取り組みをお聞きします。

3) 住まいの引継ぎに対する意識の啓発の具体的な取り組みについて

■建設部長

空き家が発生し、放置される要因は多岐にわたりますが、空き家となっている期間が長期化すればするほど、問題の解決が難しくなる傾向があることから、空き家となる前の段階から、住まいの引継ぎに対する意識啓発を図り、問題の発生を未然に防いでいくことが重要です。

意識啓発については、空き家を放置した際に生じる問題や、管理や活用の仕方、相続など、自らの財産の将来について考えるきっかけとなる内容とともに、各種専門的な相談窓口を掲載したパンフレットを、関係団体と連携・協力しながら作成し、ホームページや市報、回覧板など様々な媒体や機会を通じて周知に努めていきたいと考えています。

空き家等の利活用についてお聞きします。

築 30 年前後の家が立ち並ぶある町内に偶然にも同時期に 3 件の空き家と 2 か所の更地が売り出されました。そこに子育て世帯が移り住み、町内の雰囲気はがらりと変わ

りました。空き家等は使い方によっては、貴重な資源として地域を支えることを実感します。

本市は、「空き家活用事業」を実施していますが、実績は予定を大きく下回りました。「地域提案型空き家活用事業」では、「調査研究」が14件420万円、「空き家活用事業・跡地活用」が10件750万円、合計24件1,170万円を予定しましたが、実際は全体で8件、総額189万1千円でした。

また、「空き家活用リフォーム推進事業」も全体では予定を大幅に割り込み、特に「福祉活用タイプ」は当初予定21件、予算額2100万円でしたが、実績は3件約170万円でした。

一つの事業を短年度で判断もできないでしょうか、市民のニーズや市場とマッチングしていなかったのではないのでしょうか。そこで質問します。

4) 本市が取り組む空き家活用事業

ア 事業内容と効果

■建設部長

今年度、本市では、空き家活用リフォーム推進事業と地域提案型空き家活用事業の2つの事業を実施しています。

空き家活用リフォーム推進事業は、福祉や住み替えといった用途で空き家を活用する場合に、そのリフォーム費用の一部を補助するものです。関係部署と連携し、本市が進める施策における空き家の活用を支援することで、空き家の活用促進のみならず、地域交流活動の促進や障がい者の住まいの確保など、さまざまな事業効果が期待されます。

地域提案型空き家活用事業は、自治会や町内会などが行う、空き家の調査や活用計画の作成、それに基づく空き家活用のためのリフォームなどの費用の一部を補助するものです。空き家を地域資源として活用したまちづくりの促進や空き家に関する意識の啓発にもつながるものと考えています。

イ 空き家活用リフォーム推進事業の件数・予算が実績において大きく下回った理由

■建設部長

平成27年度当初予算に対する実績は、予定件数96件、予算額5,550万円に対し、申請件数は56件、補助金額は約2,940万円で執行率53.0%でした。

実績が当初予定を下回った理由については、地域の茶の間や障がい者グループホームなどの福祉活用では、空き家所有者の理解や協力が不可欠であることや、戸建住宅に比べて法的制限が厳しくなることが理由として考えられます。

一方、子育て世帯の住み替えなどで当初予定件数以上の申請があり、空き家の活用に対する意識の変化もみられることから、今後も関係団体や関係部署との連携を強化し、

より一層の周知と利用啓発に努めていきます。

市民のニーズの動向を把握しながらより使い勝手の良いものとして利用されることを期待します。

さて、「新潟市空家等対策計画」に「中古住宅流通の環境整備が重要」とあります。先ほど子育て世帯が市街地の中古住宅を買った例を挙げましたが、若い人の中古住宅への意識も変化しつつあり、安く質の良い空き家はよい物件になります。若い人が郊外へ郊外へと家を求めるのでなく、今ある地域に住んでくれることで定住人口の減少を防ぎ、町の活性化につながります。

本市としても「空家等対策の推進に関する連携協定書」を新潟県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会新潟県本部、新潟市シルバー人材センターと交わしています。

隣の山形県鶴岡市は現在官民一体となって空き家対策を行っています。その解決方法を鶴岡市がNPOと手を組んで実際に市の政策として実施している事業です。県内の市町村で空き家バンクを持つところもあります。

本市も、民間事業者や専門家との情報共有と連携構築が重要になってくると考えます。

「空き家バンクの」のような形を本市が持ち、民間と協働で進めることで、

「空き家を売りたい、貸したいと持ち込む場合も、空き家を探している人にとっても、役所がやっている事業だから安心」ということになります。そこでお聞きします。

5) 空き家対策に行政と民間との協働をどのように進めるか

ア 取り組みの現状

イ 空き家の管理やリフォーム市場の環境整備

ウ 空き家バンク、マッチング等の取り組みについて

■建設部長

空き家対策における行政と民間との協働については、関連がありますので一括してお答えします。

空き家対策における民間との協働については、本市の空家対策計画においても、地域や関係団体と連携・協力しながら取り組みを進めることを基本的な方針としており、4月25日には新潟県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会新潟県本部、新潟市シルバー人材センターと空き家対策の推進に関する連携協定を締結しました。

新潟県宅地建物取引業協会では、国の補助事業を活用して、空き家に関する相談窓口を設置するとともに、空き家の情報を登録し広く発信する事業を実施しており、空き家所有者と利用希望者のマッチングにつながる取り組みがなされています。

また、新潟シルバー人材センターでは、空き家の適正管理の面で、見回りや庭木剪定、雑草除去をなどの管理業務を受託しています。これまでも、本市の行う支援事業や各団体の実施する事業について、情報発信や広報などで連携を図りながら取り組んできましたが、本協定には、相互の情報や意見を交換する連絡会の設置を盛り込んでおり、一層の連携・協力体制が構築できるものと考えています。

今後は、相続や登記に関する法務関係団体や、リフォームや修繕などの建築・解体関係団体とも連携協定の締結に向けた協議を進め、様々な事情を抱える空き家所有者からの専門的な相談に応じることができるよう体制の強化を図っていきます。

6月7日の新潟日報で紹介された「全国空き家相談士協会新潟支部」では、東日本大震災の自主避難者に、今後空き家を安く貸し出す事業を実施するとありました。私はこの取り組みに大きく期待します。

それを現実的に後押しするような国土交通省の動きがあります。

1月16日の日本経済新聞によると、「国交省では耐震性などの基準を満たした空き家を準公営住宅に指定し、生活負担が大きい、子育て世帯に貸すことを認め、家賃の補助も検討する」とあり、2017年度の通常国会へ提出するとのこと。国が家賃補助することで同じ水準の民間物件より安くすることを想定しています。

新潟市の東日本大震災の避難者数は2016年5月末現在511世帯1,448人です。今後帰還される方もいらっしゃるでしょうが、既に子どもが地域や学校になじんでいて、また同じような負担を子どもにかけたくないと、新潟で生活を再建したい方も多くいらっしゃいます。

本市では「新潟暮らし創造運動」でUIJターンなど移住を進めていますが、今まで新潟で生活し、新潟の良さを理解し、なお住み続けてくれる福島の方たちにまずは優先してこのような制度を使ってもらいたいと思います。

同時に、住宅の確保が難しいシングルマザーや暴力の後遺症に悩む女性たち、低所得者、高齢者、障がい者などに空き家を「準公営住宅」として支援することは住民サービスの面からも、空き家対策の面からも重要と考えます。

この取り組みの推進についてお聞きします。

6) 現在、国では空き家を「準公営住宅」として活用することについて検討している。本市としては避難者支援や若者、子育て世帯、障がい者などの住宅セーフティネット機能という観点から、国の動き待たずモデル事業として実施してみてはどうか。

■ 建築部長

国土交通省では新たな住生活基本計画（全国計画）において、空き家の活用を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築も含めた住宅セーフティネット機能の強化を基本的な施策の一つとして掲げています。

その施策の具体的提案の一つとして、耐震性や省エネ性などの一定の基準を満たす空き家を、公営住宅に準じる「準公営住宅」に指定し、生活費負担が大きい子育て世帯などに提供する制度を検討している、との報道がされています。

制度の枠組みや課題、公営住宅との役割分担などについて、国が設置した委員会で今後、本格的に議論される予定となっていることから、その動向を注視していきたいと考えています。

【再質問】

空き家対策は全国的にも具体的解決方法を確立出来ていません。そうであるだけに、本市としては今までより一歩踏み込んだ事業を進めてはどうでしょうか。

「市の事業」として「空き家バンク」を民間と共働して立ち上げ、社会的信用を得られる事業をモデル的にやってみる価値があるかと思います。

その中から、空き家の利活用として避難者やシングルマザーや低所得者、障がい者など「社会的弱者」に対する住宅支援策を検討してはいかがでしょうか。改めて市のお考えをお聞きします。

■建設部長

昨年度法律が施行され、今年度に入ってから先ほどお話した通り宅地建物取引業協会やシルバー人材センターと連携協定を結びました。宅地建物取引業協会では空き家の所有者と利用者とのマッチングを進める事業をやっています。本市としては専門的にやっているところと、いかに協力しながらやっていくかが重要と考えます。今度はそのような取り組みをさらに推進していきたいと思っています。

2. 本市の教育における学校図書館の位置づけと特別支援学校における学校図書館の役割について

本は知の宝庫であり、1冊の本との出会いはその人の人生をも変える出来事となる場合があります。

土曜日の朝ラジオで「落合恵子の絵本の時間」が放送されます。私はその番組を楽しみにしているのですが、冒頭「一冊の絵本を開くとき、あなたのもう一つの旅が始まります。絵本は生まれて初めて本と出会う最も小さな人から年齢制限なし。深くて豊かなメディアです」と始まります。本は感性と情緒と知性への旅を誘ってくれるものです。

私は学校図書館の意味は大変大きいと考えています。読書好きの家庭、本を買う余裕のある家庭の子だけが本を手にするのではなく、家庭環境や経済力や親の知的レベルに左右されることなく、図書館という場で、誰もが平等に、好きな本を選び、読みふけり、感動を味わい、知識や情報を得、深く物事を探求することが出来るからです。学校図書館は全ての子どもに開かれている知の拠点です。

学校図書館の機能が十分に発揮されるためには当然のことながら、図書館という独立した場所、選び抜かれた十分な本、本と子どもを繋いでくれる人、そしてその環境を支える予算が必要です。

ここに新潟市教育委員会が毎年作成している『「新潟市の学校図書館は日本一」を目指しています』のチラシがあります。

これによって本市の学校図書館の素晴らしさが確認できます。

「環境の整備」では、学校司書をH18年から全校に配置、H25年には蔵書管理システムが全校で稼働、蔵書においては「学校図書館図書標準率」がH23年には100%となっています。全国的にも突出した環境整備で、政令市の中でもトップクラスとなっています。

「学校図書館法」がH26年に改正され、ようやく学校司書が地方自治体の努力義務として法制化されましたが、本市はそれに先駆けて実施してきました。

さらに本市の特筆すべき特徴として「学校図書館支援センター」の取り組みが挙げられます。H23年度から全市を対象に4つの学校図書館支援センターが本格実施となり、全ての学校の図書館を訪問し相談に乗り、資料提供、研修の開催など、学校図書館を全面的にバックアップし、学校から頼りにされるセンターとなっています。私は本市の努力を高く評価します。議員になってまだ1年ですが、他都市の議員と交流する機会も多く、本市の学校図書館をいつもうらやましがられています。

本市は10年前のH17年（2005年）に広域合併を果たし、合併地域の全小中学校に司書の配置が始まりました。合併市町村に初めて学校司書が配置された時、学校側も着任した司書も戸惑ったことでしょう。しかし、その5年後には「図書館ビジョン」、第一次の「子ども読書活動推進計画」の策定、学校図書館支援センターの先進的な取り組みも始まり、子どもたちの年間の貸出冊数は、小学校ではH16は55.2冊でしたが、H26年には105.7冊とほぼ倍増しました。

この5年間の図書館に関する「新潟市議会会議録」を読んでいますと、蔵書の充実、学校司書の必要性と雇用形態、学校図書館支援センターの在り方など、ここに達するまでには幾多の苦労や努力があったと推測されます。

そこで1つ目の質問します。

この10年の取り組みを経て、本市は「新潟市教育ビジョン」や「第二次新潟市子ども読書活動推進計画」の中で学校図書館をどのように位置づけ、どのような効果を発揮することを期待しているか、改めてお聞きします。

1) 「新潟市教育ビジョン」や「第二次新潟市子ども読書活動推進計画」の中で学校図書館をどのように位置づけ、どのような効果を発揮することを期待しているか

■教育長

新潟市教育ビジョンや第二次新潟市子ども読書活動推進計画における学校図書館の位置づけと期待する効果についてお答えします。

学校図書館は、児童生徒の学習活動を支える学習・情報センターとしての役割とともに、読書に親しむ態度を育む読書センターとしての役割を有しており、学校教育において欠くことのできないものと位置づけています。学校図書館を活用することによって、言葉を学び、感性を磨き、表現力や想像力を高め、児童生徒の学力向上はもとより、豊かな心が育まれることを期待しています。

今回の質問をするにあたって、私は同じ会派の青木学議員と共に、東特別支援学校、白山小学校、小針中学校、万代高校 4 校の図書館を見せてもらい司書や先生方から現場の取り組みをお聞きしました。

小・中・高校の図書館にはカウンターの前に用務員さん手作りの特別仕様の書架があり、推薦図書が手に取りやすく並んでいました。特に小学校では 3 畳ほどの大きなベンチがあり、子どもたちがここに座ったり、寝転んだりして自由に本を楽しむ姿が想像されました。蔵書等の整備、居心地の良い環境、本と子どもを結ぶ工夫など、司書の方々の日頃の働きがよく解りました。

東特別支援学校を除くこの 3 校は全て正規の司書が配置された学校でした。管理職からは司書教諭と連携し学校全体で図書館を運営するためにも正規の司書の必要性が求められていました。

本市は全校司書配置を堅持する一方で、H28 年は司書 166 人のうち、正規職員は 6 人、再任用 3 人、非常勤 79 人、学期雇用の臨時 76 人となっています。

そこ改めて学校司書についてお聞きします。

2) 学校司書について

ア 司書の役割と必要性について

■教育次長

初めに学校司書の役割と必要性についてお答えします。

学校司書は、司書教諭や教員と一体なって、学校図書館の運営をはじめ、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を推進する役割を担っています。

学校司書の配置は、蔵書管理や調べ学習への的確な対応など、図書を活用した学習の推進に効果があるものと認識しています。

イ 司書の経験差や雇用形態の違いの中で質の均一化とスキルアップを図るための取り組みはどのようになされているのか

■教育次長

学校司書は、雇用形態や経験年数は様々です。そこで、学校司書として必要な知識や技術についてスキルアップを図るため、学校図書館支援センターが、学校訪問や、実務研修、教員と司書の連携研修、個別相談への対応により、全面的に支援しています。また、「学校図書館実務マニュアル」を作成し、実務の平準化を進めています。

次に、H27 年 3 月に「第二次新潟市子ども読書活動推進計画」が策定されましたが、H22 年に策定した第一次計画との違いを伺います。

3) 「第二次新潟市子ども読書活動推進計画」について

ア 第一次計画の成果は何か

イ 第一次計画の中でさらに継続・充実していく事業は何か

ウ 新たな視点や、取り組みは何か

■教育次長

次に、第二次新潟市子ども読書活動推進計画については、関連がありますので一括してお答えします。

平成22年3月に策定した第一次計画の大きな成果として、ブックスタート事業の開始により、乳幼児期における読書のきっかけをつくることができたこと、教職員研修、学校図書館の基盤整備、4つの学校図書館支援センターの設置をおこない、学校図書館の活用が大きく進んだことがあげられます。今後もこれらの取り組みをさらに充実させていきます。

第二次計画における学校図書館に関する新たな視点や取り組みとしては、計画的に学校図書館を活用する学習活動の推進、学校図書館活用推進校の指定、特別支援学校の学校図書館整備検討会の設置の3つをあげています。

第二次計画で、学校における新規重点事業の「特別支援学校における読書環境の整備」についてお伺いします。「『新潟市の図書館は日本一』を目指します」のチラシの「学校司書100%」を目にしたときに、当然そこには新潟市立の東と西の2校の特別支援学校が入っているものと思っていましたが、実は入っていません。なぜ特別支援学校がそのカウントから外れていたのか疑問です。

先に学校見学の報告をしましたが、東特別支援学校は独立した図書館がなく、コンピューター室と兼用となっていて蔵書も非常に少ないものでした。H27年度末に100万円の資料費が追加配当され、子どもたちに人気の大型絵本や図鑑などが学校図書館支援センターの協力のもと整備されましたが、それでも蔵書の本数は小中高校の10分の1に満たないものだと推測します。また、司書がないため本の貸し出しはしておらず、本好きの子も本を借りることはできません。

その中で日頃の先生方の実践例をお聞きすることが出来ました。本の楽しみ方、活用の方法は通常学校の子どもとは違いますが、どの子も本がとても好きだそうです。自分で読むことが難しくても大型絵本やパネルシアターの読み聞かせを大変楽しみます。好きな本は毎日繰り返して読み、心の安定のために肌身離さず抱えている子もいて、人気の本は何作もの副本が必要です。子どもによっては乗り物や動物など図鑑を繰り返し読み、それを友達と一緒に楽しむこともあります。授業のテーマによっては導入に絵本を読み聞かせ、授業の展開が豊かになります。一人ひとりの障がいに応じた、または子どもの体調や興味関心を見て取り組まれている様子に大変感銘を受けました。障がいのある子どもたちは、ややもすると実体験が制限されたり、狭まる場合がありますが、本との出会いはその子の世界を広げ、知る喜び、学ぶ喜びを提供することになるでしょう。そこでお伺いします。

4) 特別支援学校における学校図書館について

ア 特別支援学校における学校図書館の環境の整備の現状について

■教育次長

東・西特別支援学校では、児童生徒が本を読む楽しさに気付くよう、朝読書の時間や読書週間など、本と触れ合う機会を設けています。

学校図書館は、児童生徒の障がいの状況や一人一人の興味関心に対応するため、絵本、身の回りの自然や生物・乗り物の図鑑、写真やイラストを多用した図書を中心に整備しています。また、学校図書館の本を教室におき、児童が好きな時間に自由に図書を手に取れる工夫をしています。

イ 支援センターに寄せられている相談内容とその支援について

ウ 特別支援学校における図書教育の現状

エ 「第二次新潟市子ども読書活動推進計画」の新規事業における「読書環境の整備の内容」とは何か

■教育次長

次に、学校図書館支援センターに寄せられる相談内容とその支援についてです。

主な相談は、購入図書の整理や蔵書更新、蔵書点検などの蔵書管理であり、支援センターでは、図書館担当の教員へのアドバイスや実際の作業を手伝うなどの支援をしています。また、読書週間には学校へ出向き、絵本の読み聞かせをおこなっています。

次に、特別支援学校における図書館を使った教育の現状についてです。

東・西特別支援学校の授業では、学習に対するイメージや見通しを児童生徒がもつために、視覚的な手掛かりを活用します。そのため、図書館の紙芝居や図鑑、大型絵本を教材として使用することが多くあります。具体的な授業場面としては、小学部の音楽で、音がでる仕掛け絵本を使ったリズム遊び、国語では、大型絵本を使った音読、生活科では、身の回りの自然や生き物、食べ物などの図鑑を使った調べ学習を実施しています。中学部の家庭科では、レシピブックを利用した調理実習、総合的な学習の時間では地図やガイドブックを使った修学旅行の事前学習などを実施しています。

次に、第二次新潟市子ども読書活動推進計画の新規事業における読書環境の整備の内容についてです。

第二次計画では、読書活動への支援の在り方や、読書環境の整備に向けて、「特別支援学校の学校図書館整備検討会」を設置し、その議論を踏まえて学校図書館の整備を進めることとしています。

今年（H28年）4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行を見据え、昨年（H28年）3月発行の「新潟市学校図書館支援センター通信」（合同版

No.7) に「学校図書館における合理的配慮」の記事が載っています。具体的には「学校図書館では、読むことに困難を抱える子どもに対し、必要な情報にたどり着ける可能性を高めるため、読みやすくわかりやすい資料を用意し、スムーズに読めるような支援が出来る」とあります。

本市でもこの4月に「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」が施行され、障がいのある児童生徒に対する差別を解消するために合理的配慮が義務付けられました。学校図書館において、情報保障の観点からも、子どもたちが知的な素材に触れる「合理的配慮」としての人的資源「学校司書」の配置が差別解消につながります。

しかし、これらの法律や条例に照らし合わせるまでもなく、主に知的障がいのある子どもたちの通う特別支援学校に図書館が整備されていないことは、その根底には「知的障がいのある子どもたちは本が読めない」という障がい者差別が横たわっていたのではないのでしょうか。それと共に障がいのある子への本の可能性を大変狭めていると考えます。そこで特別支援学校における読書環境の整備のうち、特に司書の配置についてお聞きします。

5) 特別支援学校における司書の配置について

ア そもそもなぜ特別支援学校に司書が配置されてこなかったのか

■教育次長

特別支援学校では、これまで、学校図書館の利用について、各教員が児童生徒一人ひとりの障がいの程度や状況に合わせて個別に対応していたことから、専任の学校司書を配置してこなかったものと認識しています。

イ 特別支援学校に司書を置くことで期待できることは何か

■教育次長

特別支援学校に在籍する児童生徒の障がいは、様々で、発達段階も一様ではありません。また、文字を読むことだけではなく、多様な読書の形態があります。そこで、障がいを十分理解している担任は、本に親しみ、楽しさを味わうことができるよう、一人一人の状況に即した読書指導や本の選定を行っています。学校に司書が配置されることによって、学校における図書館の整理、蔵書点検などが充実されるとともに、使いやすくなるとともに、担任の読書指導への支援が期待されます。

ウ 特別支援学校における学校図書館整備検討会の報告内容

■教育次長

これまでの検討会では、特別支援学校における読書活動の現状、特別支援学校が求めていること、求められる学校司書、学校図書館支援センターのかかわり

について整理しました。

特別支援学校が求めることとしては、「何よりも蔵書を充実すること」「クラス単位で利用できる閲覧室の整備」「子どもと本をつなぐ学校司書がいること」があげられており、今後さらに議論を進めることとしています。

工「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」と学校図書館の整備

■教育次長

条例では、学校教育の分野において、障がいのある人への合理的配慮の提供を義務付けています。東・西特別支援学校においても、児童生徒の障がいの種類や程度に配慮した様々な図書を整備し、図書館の整備を進めています。

東・西特別支援学校で学ぶ児童生徒の障がいは様々であり、文字が苦手な児童生徒には、仕掛け絵本によりイメージをふくらませる工夫や、聞こえづらさがある児童生徒には、耳からの情報に加え、大型絵本を利用して、目からの情報を取り組む工夫をするなど、合理的配慮を提供しています。

これらの現状を踏まえ、特別支援学校の司書の配置については、その必要性も含め、協議、検討していきます。

【再質問】

検討会の報告には、特別支援学校に司書の配置を求めていたことが分かりました。

先ほど特別支援学校での実践を話しましたが、残念ながら、それは一部の熱心な先生の実践です。もし司書が配置されていたなら、その実践を継続的に体系的に全校的に子どもたちが本を楽しみ、活用することが出来るはずです。司書が授業に必要な図書を揃え、担任とチームティーチングをするなど、学習・情報センターとして学習の質を高めることもできます。

また、第二次計画に「家読」が新規事業としてあげられていますが、特別支援学校では司書がないため本の貸し出しはされていません。司書が配置されることで、この問題も解消され、家庭で親子で本を楽しむことが出来、子どもへの関わりに良い影響を与えるでしょう。

教育長も司書配置に理解を示されていますが、今後の展開を具体的にお聞かせください。

■教育次長

今後の司書の配置については、先ほどお答えした通り検討会の中でさらに議論を積み重ねていきます。

そもそも、「学校図書館法」では特別支援学校を含んだ全ての学校に学校図書館を設置しなければならないと設置義務を謳っており、H26年の改正では学校司書配置が努力

義務として法制化されました。

新潟市は学校図書館の素晴らしい制度を誇っています。かつ「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を全国に先駆けて策定しました。

こうした新潟ブランドに恥じることの無いよう、来年度を待たず早急な学校司書の配置を政策判断とすべきと考えますが、どうお考えですか。

■教育次長

繰り返しになりますが、先ほど申し上げました検討会の中で、さらに議論を深めながら特別支援学校の実情を踏まえながら検討していきます。

必要性がわかりながらしないことは差別の解消を放棄したと言われかねません。ぜひ早急に進めてください。

東西の特別支援学校は特別支援教育の拠点となっています。この2つの学校において図書館が充実することは、児童生徒数が増加している各小中学校の特別支援学級へ大きな波及効果をもたらす、特別支援教育においてさまざまな可能性が広がるものと思います。

最後になります。万代高校に隣接する同じ市立高校の明鏡高校には司書が配置されておらず、図書館は昼休みの45分間だけの開館と聞いています。

新潟市の市立学校169校のうち、特別支援学校2校と明鏡高校に司書がいなくても、実はこの3校が一番支援の必要な子どもたちが通っている学校です。

そこで質問します。

6) 新潟市立明鏡高等学校への司書の配置について

■教育次長

明鏡高等学校では、現在、担当の教員が学校図書館運営を担っており、専任ではないことから、昼休みの時間帯のみに開館しています。

学校司書の配置については、適正な蔵書管理や調べ学習の推進が図られるほか、利用時間の拡大により、授業の空き時間に学校図書館を利用することが可能となり、生徒の学習意欲の高まりが期待されていることから、今後の配置に向け検討していきます。

積極的な検討をお願いします。万代高校には司書がいて明鏡高校には司書がない。明鏡高校には困難を抱えている子どもたちも多くいます。そうであればこそ、豊かに生きるための読書活動、情報発信をする図書館の整備が急がれます。

昨年度から全ての県立高校に司書が配置されたと承知しています。県内で言えば、明鏡高校のみが配置されていないことになります。

早急に配置していくと考えますが、再度そのあたりをお聞きします。

■教育次長

明鏡高校の司書の配置につきましては、今ほど申し上げました通りいろいろなことが期待できますので今後の配置に向けて検討を進めていくと考えています。

明鏡高校の市の配置については、特別支援学校同様、明鏡高校においても、読書環境の整備と早期の司書の配置を要望し、私の質問を終わります。